

監査委員交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、監査委員が行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第2条 交際費の種別及び支出範囲等は、市長・市役所交際費支出基準（平成12年6月1日）に準ずるものとする。

付 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。